

相模原市監査委員公表第10号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、令和5年3月6日に実施した健康福祉局の財務監査の結果に基づき講じた措置の内容について、市長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和5年4月27日

相模原市監査委員 高 梨 邦 彦

同 橋 本 慎 一

同 栗 原 大

同 渡 部 俊 明

1 監査対象事務

負担金、補助及び交付金の支出に関する事務

2 監査の日程

令和4年10月5日から令和5年3月6日まで

3 措置に係る通知日

市長から通知があった日 令和5年4月19日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p data-bbox="225 696 799 846">イ その他の負担金、補助及び交付金の支出に関する事務を調査したところ、次のような事例が見られた。</p> <p data-bbox="225 869 480 904">(イ) 生活福祉課</p> <p data-bbox="272 927 799 1361">相模原市救護施設及び更生施設運営費補助金において、相模原市救護施設及び更生施設運営費補助金交付要綱(平成15年4月1日施行。以下「市の交付要綱」という。)第4条及び別表に規定する補助金の算出方法とは異なる方法で補助金額を算定し、交付決定していた。</p> <p data-bbox="272 1384 799 1818">このことについて、対象施設を所管する神奈川県補助制度である神奈川県生活保護施設運営費補助金交付要綱(平成26年4月1日施行。以下「県の交付要綱」という。)の算定方法により補助金額を算定したとのことであったが、市の交付要綱にその旨の規定はなかった。</p> <p data-bbox="272 1841 799 1991">本補助金は、被保護者を神奈川県、指定都市(横浜市及び川崎市)が所管する施設に入所を委託して</p>	<p data-bbox="831 696 1380 904">令和4年10月5日から令和5年3月6日にかけて実施された財務監査における指摘事項につきましては、次のとおり改善措置を講じました。</p> <p data-bbox="831 983 1380 1303">本事案につきましては、神奈川県の交付要綱が改正された際、本市の交付要綱を見直すべきところ失念し、その後も市の交付要綱を確認することなく補助金交付事務を進めていたものです。</p> <p data-bbox="831 1326 1380 1935">今回の御指摘を受け、現在本市が被保護者の入所措置を行っている施設を所管する神奈川県並びにその他市の交付要綱の対象施設を所管する横浜市及び川崎市の交付要綱等を再確認し、補助金の算出方法につきまして、施設を所管する地方公共団体の定める補助制度等の規定により補助金額を算定するよう、令和5年4月1日付で相模原市救護施設及び更生施設運営費補助金交付要綱の改正を行いました。</p> <p data-bbox="831 1957 1380 1993">今後は、このような不適正な事務処</p>

いる場合に、施設の運営者に対し施設を所管する地方公共団体の補助制度に規定する基準により算定した補助金額を交付するものである。しかしながら、現在の県の交付要綱が施行され補助金額の算出方法が従前の規定から改められた際、市の交付要綱の規定を見直すことなくそのまま県の交付要綱の規定を適用し補助金額を算定していることは、不適正な事務処理である。

今後は、市の交付要綱を改正し、施設を所管する地方公共団体の補助制度の基準により補助金額を算定するよう、適正に事務を執行されたい。

理を行うことがないよう、対象施設を所管する地方公共団体の交付要綱を適宜確認するとともに、改正があった場合には市の交付要綱を改正する必要があるか確認し、適正な事務執行に取り組んでまいります。

【生活福祉課】